

令和元年度 ごみ 受 入 月 報

(単位：t)

区分	月	受入 日数	中野市			山ノ内町			長野市			飯綱町			小布施町			合 計			
			行政収集	直接搬入	計	行政収集	直接搬入	計	行政収集	直接搬入	計	行政収集	直接搬入	計	行政収集	直接搬入	計	行政収集	直接搬入	計	
可燃ごみ	4	26	535.47	350.49	885.96	332.40	8.45	340.85			0.00			133.33	61.24	194.57	1,001.20	420.18	1,421.38		
	5	26	657.74	437.00	1,094.74	368.24	17.35	385.59						156.05	80.77	236.82	1,182.03	535.12	1,717.15		
	6	25	562.67	378.59	941.26	286.58	11.98	298.56						129.46	60.47	189.93	978.71	451.04	1,429.75		
	7	27	604.37	395.84	1,000.21	351.33	21.19	372.52						146.58	81.13	227.71	1,102.28	498.16	1,600.44		
	8	27	713.48	399.36	1,112.84	466.21	20.06	486.27						164.55	76.66	241.21	1,344.24	496.08	1,840.32		
	9	25	601.85	384.30	986.15	334.32	13.82	348.14						131.76	83.25	215.01	1,067.93	481.37	1,549.30		
	10	28	964.69	388.59	1,353.28	310.80	19.08	329.88						420.80	89.26	510.06	1,696.29	496.93	2,193.22		
	11	26	753.73	380.11	1,133.84	327.38	11.07	338.45						196.30	69.33	265.63	1,277.41	460.51	1,737.92		
	12	25	764.33	358.28	1,122.61	369.61	10.23	379.84	70.48		70.48			151.28	68.38	219.66	1,355.70	436.89	1,792.59		
	1	24	566.89	299.46	866.35	451.11	2.35	453.46	77.49		77.49			138.68	68.94	207.62	1,234.17	370.75	1,604.92		
	2	25	487.52	280.36	767.88	393.36	3.95	397.31						105.97	56.34	162.31	986.85	340.65	1,327.50		
	3	25	590.72	344.61	935.33	363.18	11.58	374.76						122.04	76.43	198.47	1,075.94	432.62	1,508.56		
	計	309	7,803.46	4,396.99	12,200.45	4,354.52	151.11	4,505.63	147.97	0.00	147.97			1,996.80	872.20	2,869.00	14,302.75	5,420.30	19,723.05		
埋立ごみ	4	10	14.18		14.18	7.24		7.24						5.16		5.16	26.58		26.58		
	5	11	16.75		16.75	9.05		9.05			8.34		8.34	6.11		6.11	40.25		40.25		
	6	10	13.62		13.62	7.96		7.96					5.96		5.96	27.54		27.54			
	7	11	9.53		9.53	5.74		5.74			5.07		5.07	3.08		3.08	23.42		23.42		
	8	10	7.79		7.79	5.09		5.09					3.54		3.54	16.42		16.42			
	9	10	10.31		10.31	5.32		5.32			4.59		4.59	2.72		2.72	22.94		22.94		
	10	10	9.14		9.14	5.28		5.28					6.77		6.77	21.19		21.19			
	11	11	12.75		12.75	5.86		5.86			5.62		5.62	14.58		14.58	38.81		38.81		
	12	10	10.56		10.56	7.11		7.11					4.58		4.58	22.25		22.25			
	1	11	8.83		8.83	4.29		4.29					8.35		8.35	21.47		21.47			
	2	11	7.08		7.08	3.08		3.08					4.28		4.28	14.44		14.44			
	3	11	10.10		10.10	4.09		4.09			6.29		6.29	3.17		3.17	23.65		23.65		
	計	126	130.64	0.00	130.64	70.11	0.00	70.11			29.91	0.00	29.91	68.30	0.00	68.30	298.96	0.00	298.96		
資源	4	22	15.74	0.25	15.99	8.02	0.02	8.04					7.36		7.36	3.34	0.27	3.61			
	5	20	17.94	0.29	18.23	6.74		6.74				5.74	0.01	5.75	4.80	0.30	6.05				
	6	22	16.88	0.47	17.35	6.68	0.01	6.69				4.36		4.36	2.52	0.48	3.00				
	7	22	13.50	0.27	13.77	5.42	0.03	5.45				3.96		3.96	2.40	0.30	4.26				
	8	18	15.76	0.13	15.89	5.24	0.01	5.25				4.34	0.02	4.36	2.42	0.16	4.58				
	9	19	15.74	0.22	15.96	7.02	0.07	7.09				3.98		3.98	2.62	0.29	4.27				
	10	22	14.39	0.15	14.54	4.60	0.05	4.65				3.94		3.94	3.72	0.20	4.14				
	11	20	16.22	0.74	16.96	6.54		6.54			4.40	0.03	4.43	2.72	0.07	2.79	29.88	0.84	30.72		
	12	22	17.02	0.56	17.58	6.36	0.04	6.40			3.38	0.04	3.42	3.44	0.01	3.45	30.20	0.65	30.85		
	1	17	13.06	0.03	13.09	3.22		3.22			1.14		1.14	1.96		1.96	19.38	0.03	19.41		
	2	18	12.28	0.04	12.32	3.88		3.88			1.10		1.10	2.12		2.12	19.38	0.04	19.42		
	3	22	13.70	0.25	13.95	4.20	0.15	4.35			1.62		1.62	2.50		2.50	22.02	0.40	22.42		
	計	244	182.23	3.40	185.63	67.92	0.38	68.30			45.32	0.10	45.42	34.56	0.08	34.64	330.03	3.96	333.99		
PETボトル	4	10	24.37		24.37	9.18		9.18					7.80		7.80	5.52	0.00	5.52			
	5	8	10.31		10.31	7.53		7.53					5.86		5.86	3.16		3.16			
	6	9	19.64		19.64	6.64		6.64					6.38		6.38	5.21		5.21			
	7	10	17.03		17.03	6.13		6.13					4.74		4.74	4.02		4.02			
	8	9	14.68		14.68	5.10		5.10					4.83		4.83	5.92		5.92			
	9	9	16.56		16.56	7.67		7.67					6.56		6.56	4.73		4.73			
	10	9	15.27		15.27	4.19		4.19					5.04		5.04	3.20		3.20			
	11	9	14.51		14.51	5.90		5.90					5.37		5.37	2.92		2.92			
	12	10	20.97		20.97	6.66		6.66					4.54		4.54	6.75		6.75			
	1	6	4.61		4.61	3.81		3.81					3.66		3.66	4.09		4.09			
	2	7	9.70		9.70	2.97		2.97					4.59		4.59	3.62		3.62			
	3	9	19.09		19.09	5.50		5.50					4.80		4.80	4.07		4.07			
	計	105	186.74	0.00	186.74	71.28	0.00	71.28			64.17	0.00	64.17	53.21	0.00	53.21	375.40	0.00	375.40		
白色トレイ	4	6	0.04		0.04	0.03		0.03					0.03		0.03	0.10		0.10			
	5	6	0.03		0.03	0.03		0.03					0.02		0.02	0.08		0.08			
	6	6	0.03		0.03	0.03		0.03					0.03		0.03	0.09		0.09			
	7	6	0.04		0.04	0.03		0.03					0.02		0.02	0.09		0.09			
	8	6	0.03		0.03	0.01		0.01					0.02		0.02	0.06		0.06			
	9	6	0.03		0.03	0.02		0.02					0.02		0.02	0.07		0.07			
	10	6	0.03		0.03	0.03		0.03					0.02		0.02	0.08		0.08			
	11	6	0.03		0.03	0.01		0.01					0.02		0.02	0.06		0.06			
	12	6	0.03		0.03	0.02		0.02					0.03		0.03	0.08		0.08			
	1	5	0.04		0.04	0.02		0.02					0.02		0.02	0.08		0.08			
	2	5	0.02		0.02	0.02		0.02					0.02		0.02	0.06		0.06			
	3	6	0.04		0.04	0.02		0.02					0.02		0.02	0.08		0.08			
	計	70	0.39	0.00	0.39	0.27	0.00	0.27			12.42	0.00	12.42	4.79	0.00	4.79	44.58	0.00	44.58		
資源合計			387.80	3.40	391.20	148.40	0.38	148.78					121.91	0.10	122.01	92.83	0.08	92.91	750.94	3.96	754.90

【煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

採取年月日	炉	ばいじん	いおう酸化物	いおう酸化物	窒素酸化物	塩化水素	湿り排ガス量	酸素濃度	水分	ダイオキシン類	
		g/m ³ N	ppm	K値	ppm	ppm	m ³ N/h	%	%	ng-TEQ/m ³ N	分析年月日
令和元年5月20日	2	0.00042未満	16	0.060	98	37	18,000	10.4	21	0.012	令和元年6月20日
令和元年8月29日	1	0.00046未満	17	0.069	100	39	20,000	10.5	23	0.042	令和元年9月20日
令和元年12月5日	2	0.00039未満	15	0.071	110	24	22,000	10.0	21	0.019	令和2年1月10日
令和2年2月6日	1	0.00069	14	0.054	96	37	18,000	10.2	20	0.015	令和2年2月20日

採取場所：煙突測定口

【冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日】

除去年月日	除去場所
平成31年4月30日	2号減温塔
令和元年5月1日	2号ろ過式集じん機
令和元年5月16日	1号節炭器水管・煙道
令和元年5月19日	1号ろ過式集じん機
令和元年5月20日	1号減温塔
令和元年5月31日	1号減温塔
令和元年6月1日	1号ろ過式集じん機
令和元年6月8日	2号ろ過式集じん機
令和元年6月22日	2号減温塔
令和元年7月18日	1号減温塔
令和元年7月21日	1号ろ過式集じん機
令和元年9月14日	2号減温塔
令和元年9月17日	2号節炭器水管・煙道
令和元年9月22日	2号ろ過式集じん機
令和元年10月16日	1号節炭器水管・煙道
令和元年11月11日	2号ろ過式集じん機
令和元年11月12日	2号減温塔
令和元年11月29日	1号ろ過式集じん機
令和元年12月6日	1号減温塔
令和2年2月9日	2号節炭器水管・煙道
令和2年2月11日	2号ろ過式集じん機
令和2年3月1日	2号減温塔
令和2年3月1日	1号節炭器水管・煙道
令和2年3月2日	1号減温塔
令和2年3月2日	1号ろ過式集じん機

【燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

【集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

【煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

連続測定結果については、事業所での閲覧とします。

【埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)等について二以上の場所から採取された地下水について測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	基準値 単位mg/L	検体採取場所	検体採取場所	検体採取場所	検体採取場所	検体採取場所
		モニタリング井1(位置図1)	B-1(位置図2)	B-1(位置図2)	B-2(位置図2)	B-2(位置図2)
		採取年月日	採取年月日	採取年月日	採取年月日	採取年月日
		平成16年5月28日	平成11年7月7日	平成11年11月2日	平成11年7月7日	平成11年11月2日
		結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日
		平成16年6月11日	平成11年9月2日	平成11年12月8日	平成11年9月2日	平成11年12月8日
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
総水銀	0.0005以下	0.00005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
カドミウム	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛	0.01以下	0.025	0.005未満	0.005未満	0.11	0.075
六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
砒素	0.01以下	0.001未満	0.009	0.009	0.001未満	0.001未満
全シアン	検出されないこと。	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	0.0005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0005未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.003以下	0.0002未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
セレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
電気伝導率 mS/m	—	40	76	110	63	66
塩化物イオン	—	14	110	170	110	140

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水検査項目等について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	基準値 単位mg/L	検体採取場所 モニタリング井1	検体採取場所 モニタリング井2	検体採取場所 モニタリング井1	検体採取場所 モニタリング井2
		採取年月日 令和元年5月16日	採取年月日 令和元年5月16日	採取年月日 令和元年11月21日	採取年月日 令和元年11月21日
		結果の得られた年月日 令和元年6月4日	結果の得られた年月日 令和元年6月4日	結果の得られた年月日 令和元年12月9日	結果の得られた年月日 令和元年12月9日
アルキル水銀	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
総水銀	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
鉛	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
砒素	0.01以下	0.001未満	0.002	0.001未満	0.002
全シアン	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
シマジン	0.003以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
セレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水の電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検体採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所 : モニタリング井1		検体採取場所 : モニタリング井2	
		電気伝導率	塩化物イオン	電気伝導率	塩化物イオン
		単位mS/m	単位mg/L	単位mS/m	単位mg/L
平成31年4月25日	令和元年5月7日	21	21	48	15
令和元年5月16日	令和元年6月4日	11	5.9	50	14
令和元年6月20日	令和元年6月26日	21	17	51	29
令和元年7月18日	令和元年7月25日	29	15	53	11
令和元年8月22日	令和元年8月28日	18	13	50	18
令和元年9月19日	令和元年9月26日	9.2	5.3	47	13
令和元年10月17日	令和元年10月30日	1.8	1.2	44	14
令和元年11月21日	令和元年12月9日	22	37	43	19
令和元年12月18日	令和元年12月26日	3.3	2.0	44	18
令和2年1月16日	令和2年1月27日	26	47	43	23
令和2年2月20日	令和2年3月2日	11	11	47	17
令和2年3月19日	令和2年3月30日	28	26	52	18

【浸出液処理設備の放流水の排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について、一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	許容限度 単位mg/L	検体採取場所 放流ピット	検体採取場所 放流ピット
		採取年月日 令和元年5月16日	採取年月日 令和元年11月21日
		結果の得られた年月日 令和元年6月4日	結果の得られた年月日 令和元年12月9日
カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.001未満	0.001未満
シアン化合物	1以下	0.05未満	0.05未満
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1以下	0.01未満	0.01未満
鉛及びその化合物	0.1以下	0.005未満	0.005未満
六価クロム化合物	0.5以下	0.02未満	0.02未満
砒素及びその化合物	0.1以下	0.005未満	0.005未満
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.0005未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.3以下	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	0.002未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.002未満	0.002未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.002未満	0.002未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.002未満	0.002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.002未満	0.002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	0.002未満
チウラム	0.06以下	0.005未満	0.005未満
シマジン	0.03以下	0.002未満	0.002未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.1以下	0.002未満	0.002未満
セレン及びその化合物	0.1以下	0.01未満	0.01未満
ほう素及びその化合物	50以下	0.12	0.12
ふつ素及びその化合物	15以下	0.2未満	0.2未満
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.05未満	0.05未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	12	16
ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油	5以下	1.0未満	1.0未満
ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油脂類	30以下	1.0未満	1.0未満
フェノール類	5以下	0.5未満	0.5未満
銅	3以下	0.05未満	0.05未満
亜鉛	2以下	0.05	0.05
溶解性鉄	10以下	0.1未満	0.1未満
溶解性マンガン	10以下	0.02未満	0.02未満
クロム	2以下	0.02未満	0.02未満
燐含有量	16以下	0.46	0.1
大腸菌群数	3000以下 (単位:個/cml)	0	0

【埋立処分開始後に、一年に一回以上二以上の場所から採取された当該地下水のダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。】

採取年月日	結果の得られた年月日	基準値 単位ピコg/L	検体採取場所	
			モニタリング井1	モニタリング井2
令和元年6月27日	令和元年7月23日	1以下	0.076	0.068

【浸出液処理設備の放流水のダイオキシン類に係る水質検査を一年に一回以上行い、かつ、記録すること。】

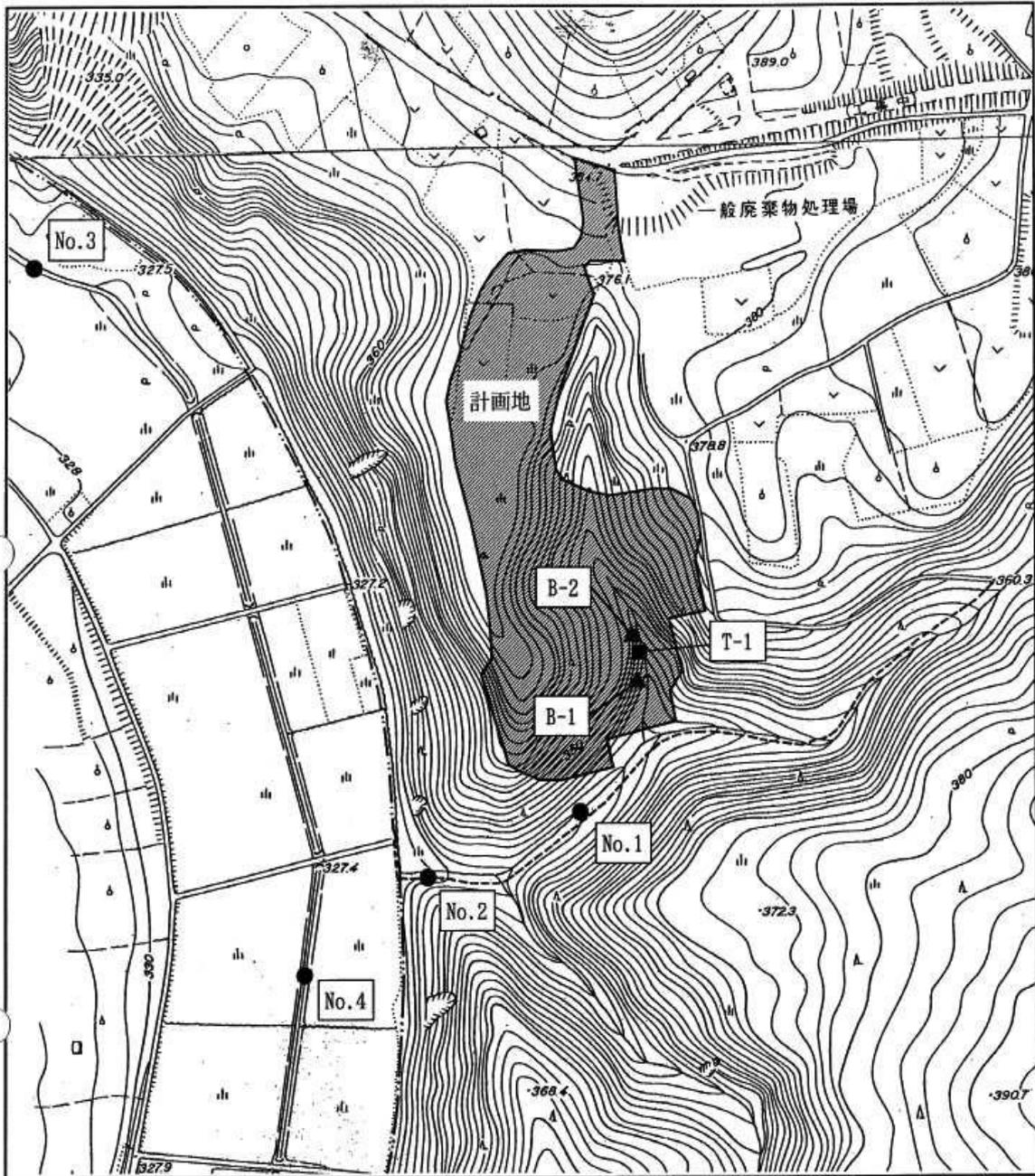
採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所	基準値 単位ピコg/L	結果 単位ピコg/L
令和元年6月27日	令和元年7月23日	放流ピット	10以下	0.00017

水質検査 検体採取場所

大俣最終処分場

- ① 放流水 放流ピット
- ② 浸出水 計量槽
- ③ 地下水 モニタリング井1
- ④ 地下水 モニタリング井2
- ⑤ 地下水 ポンプ小屋



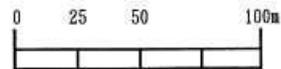


凡例

-  計画地
-  水質調査地点(No.1 ~ No.4)
-  地下水調査地点(B-1, B-2)
-  沈降試験用土壌採取地点(T-1)

図3-2-3 現地調査地点位置図

縮尺 1 : 2,500



【残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

測定年月日	残余容量 m3
令和2年3月17日	59,961

【浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管(以下「導水管等」という。)の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること】

・当該点検を行つた年月日及びその結果

・点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

点検年月日	結果	措置を講じた年月日	措置内容

※当該部分は、凍結による損壊のおそれないため防凍のための措置なし。

【地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。】

・当該措置を講じた年月日及び当該措置の内容

措置を講じた年月日	措置内容